

新旧対照表

変更後	変更前
<p>1. ～3 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>川南町は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、西に上面木山、東に日向灘を臨み、西高東低の緩やかな傾斜をなす町である。人口は、17,729人(平成17年3月31日現在)、面積は、90.27平方キロメートルで、町の中央部には、2級河川平田川が流れている。</p> <p>(中 略)</p> <p>また、新橋地区にある新橋溜池周辺には、国指定天然記念物の川南湿原植物群落があるため、希少湿原動植物の保護に力を入れている。</p> <p>しかし、近年、人口の約四分の一が集中している町の中心部及びその周辺における未処理生活雑排水の垂れ流しにより、河川や海水が汚濁し、藻場の減少等によって漁場が減少しており、漁獲高が減少傾向にある。新橋溜池においても、未処理生活雑排水の流入による富栄養化等によって一部の植物が絶滅するなど、湿原動植物の減少が進んでおり、公共用水域の水質保全並びに自然環境の保護対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、漁礁の設置や稚魚の放流を行い、海洋資源の枯渇を防いでいるほか、平成10年度には、「豊かな海は豊かな森から生まれる」というコンセプトの下、20ヘクタールの山野に約6万本の広葉樹の植樹を行ったところである。</p> <p>以来、広葉樹については、いわゆる「漁民の森」の整備として、毎年1回、町民参加による下草刈作業を行っており、現在では、一定の大きさにまで成長している。広葉樹の落葉でできた腐葉土に雨水が浸透することで、栄養分豊富な水が海に流れ込み、藻場の回復や魚介類のえさとなるプランクトンを育てることから、この「漁民の森」の育成をさらに進め、豊かな海洋環境の再生を図っていくことが期待されている。</p> <p>(中 略)</p> <p>平成元年には、水質汚濁の根本的な原因である生活雑排水を処理し、水環境及び豊かな自然環境を再生するため、通浜地区で漁業集落排水事業に取り組み、平成5年に供用を開始した。また、平成4年からは、個人設置型浄化槽の整備を町内全域で行ったほか、平成9年からは、町の中心部で公共下水道事業を展開し、平成16年3月に一部地域で供用を開始した。これらの取組により、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、43.6%にまで達したものの、依然として低い状況にある。</p> <p>このため、汚水処理施設整備交付金を活用し、仲原及び新橋地区の公共下水道整備を集中的に行うとともに、その他の周辺地域において、個人設置型浄化槽の整備を進めることにより、生活雑排水を処理</p>	<p>1. ～3 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>川南町は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、西に上面木山、東に日向灘を臨む西高東低の緩やかな傾斜をなす人口17,729人(平成17年3月31日現在)、面積90.26平方キロメートルの町で、町の中央部を2級河川平田川が流れている。</p> <p>(中 略)</p> <p>また、新橋地区にある新橋溜池周辺には、国指定天然記念物川南湿原植物群落があり希少湿原動植物の保護に力を入れている。</p> <p>しかし、人口の約四分の一は町の中心部及びその周辺に集中し、未処理生活雑排水の垂れ流しによる河川及び海水の汚濁が原因と思われる藻場の減少等により漁場が減少し漁獲高も減少傾向にある。また、新橋溜池でも未処理生活雑排水の流れ込みによる富栄養化などにより湿原動植物が減少し川南湿原から絶滅した植物もあり、公共用水域の水質保全並びに自然環境の保護対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、漁業環境の改善対策として、漁礁の設置や稚魚の放流を行ない海洋資源の枯渇を防いでいる。さらに根本的な解決策として「豊かな海は豊かな森から生まれる」というコンセプトの下、平成10年度、20ヘクタールの山野に約6万本の広葉樹を植樹し、以来、毎年1回町民参加による下草刈作業を行い、植樹した広葉樹も一定の大きさにまで成長し、いわゆる「漁民の森」の整備を行なっている。広葉樹の落葉でできた腐葉土に雨水が浸透することで、栄養分豊富な水が海に流れ込み藻場の回復や魚介類のえさとなるプランクトンを育て、豊かな海洋環境の再生を図っているところである。</p> <p>(中 略)</p> <p>あわせて、生活雑排水を処理し水環境及び豊かな自然環境を再生するため、平成元年より通浜地区で漁業集落排水事業に取り組み、平成5年に供用を開始した。また、平成4年からは浄化槽の個人設置型を町内全域で、平成9年からは町の中心部で公共下水道事業を展開し、平成16年3月に一部地域で供用を開始した。このような取り組みにより、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、43.6%にまで達したものの依然低迷している状況である。</p> <p>このため、汚水処理施設整備交付金を活用し、仲原及び新橋地区の公共下水道整備を集中的に行い、その他の周辺地域を浄化槽個人設置型で整備を行うことで生活雑排水を処理し、河川や溜池、その流末である日向灘の汚濁を防止する。また関連事業によ</p>

し、河川や溜池、その流末である日向灘の汚濁防止を図る。また、関連事業として、川南湿原植物群落の環境整備と海洋資源の再生に資する事業を行い、公共用水域の水質保全と豊かな自然環境の再生を図る。

これにより、自然と人との共生を基本にしつつ、自然と田園環境を活かした潤いのある地域の再生を図る。

(目標 1) 汚水処理施設整備の促進
(汚水処理人口普及率を 43.6%から 56.9%に向上)

(目標 2) 川南湿原植物群落における自然学習会開催等による湿原来訪者の増加
(来訪者目標年間 5 千人)

(目標 3) 溜池に堆積した枯れ草除去による絶滅種の復元
(川南湿原固有種で絶滅種であるヒュウガホシクサの復元)

(中 略)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

(中 略)

さらに、公共下水道整備が困難な地域の生活雑排水を処理するため、個人設置型浄化槽の整備を町内全域で行い、公共用水域の水質保全を図る。

このほか、関連事業の国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業により、平成 20 年度を目標に、新橋溜池遠浅浚渫工事、湿原外周フェンス設置工事、湿原園路設置工事、案内看板設置工事等を行い、川南湿原植物群落の保護及び自然観察の場、憩いの場としての整備を行う。

また、豊かな海洋環境の再生のため、漁礁の設置や稚魚の放流を行い、海洋資源の枯渇を防止するとともに、「漁民の森」についても、さらに育成を推進する。

なお、下水道事業は、平成 16 年 11 月に認可を受けた区域の整備を行う。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

(中 略)

[事業の区域]

- ・公共下水道 川南町仲原、出水原、新橋及び網ヶ別府地区
- ・浄化槽（個人設置型） 町内全域（公共下水道及び漁業集落排水の区域を除く）

(中 略)

り、川南湿原植物群落の環境整備と海洋資源の再生に資する事業を行い、公共用水域の水質保全と豊かな自然環境の再生を図り、自然と人との共生を基本にしつつ自然及び田園環境を活かした潤いのある地域の再生を図る。

(目標 1) 汚水処理施設整備の促進
(汚水処理人口普及率を 43.6%から 56.7%に向上)

(目標 2) 川南湿原植物群落における自然学習会等による湿原来訪者 5 千人を目指す。
(来訪者目標年間 5 千人)

(目標 3) 溜池に堆積した枯れ草を除去することで絶滅種の残存種から発芽
(川南湿原固有種で絶滅種であるヒュウガホシクサの復元)

(中 略)

5. 目標を達成するために行なう事業

5-1 全体の概要

(中 略)

さらに、公共下水道では整備できない地域の生活雑排水を処理するため、浄化槽個人設置型を町内全域で行い公共用水域の水質保全を図る。

このほか、関連事業の国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業により、平成 20 年度を目標に、新橋溜池遠浅浚渫工事、湿原外周フェンス設置工事、湿原園路設置工事、案内看板設置工事等を行ない、川南湿原植物群落の保護及び自然観察の場、憩いの場として整備を行なうほか、豊かな海洋環境の再生のため、漁礁の設置や稚魚の放流を行ない海洋資源の枯渇を防止し、「漁民の森」の育成についても力を入れる。

また下水道事業は、平成 16 年 11 月に認可を受けた区域の整備を行なう。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

(中 略)

[事業の区域]

- ・公共下水道 川南町仲原、新橋及び網ヶ別府地区
- ・浄化槽（個人設置型） 町内全域（公共下水道及び漁業集落排水の区域を除く）

(中 略)

[事業量]

- ・公共下水道 $\phi 75 \sim 250$ $11, 100m$
(うち、単独 $2, 130m$) 処理場 1箇所 (水処理施設1系列)
- ・浄化槽 (個人設置型) 計 252基
なお、各施設による新規の処理人口は次の通り。
公共下水道 仲原、出水原、新橋及び網ヶ別府地区で $1, 420$ 人、
浄化槽 (個人設置型) 町内全域で 900 人

(中 略)

5-3 その他の事業

(支援措置を伴わない事業)

(1) 国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業

平成16年度から平成20年度を目標に、新橋溜池遠浅浚渫工事、湿原外周フェンス設置工事、湿原園路設置工事、案内看板設置工事等を行い、川南湿原植物群落の保護、絶滅種の復元及び自然観察の場、憩いの場の整備を行う。

また、自然学習の一環として、町内の小・中学生を対象に湿原植物の学習会などを行うほか、植物が見ごろの時期に観察会を行い、湿原植物への関心、知識の普及を図るとともに、希少植物の盗掘被害などの発生を防ぐ。

(2) 「豊かな海」の再生

海洋資源の枯渇を防ぐ事業として、漁礁の設置やヒラメ・マダイ・アワビなど、稚魚の放流を行う。

(以下、略)

[事業量]

- ・公共下水道 $\phi 100 \sim 250$ $10, 800m$ (うち、単独 $2, 400m$) 処理場 1箇所 (水処理施設1系列)
- ・浄化槽 (個人設置型) 計 252基
なお、各施設による新規の処理人口は次の通り。
公共下水道 仲原、新橋及び網ヶ別府地区で $1, 400$ 人、
浄化槽 (個人設置型) 町内全域で 900 人

(中 略)

5-3 その他の事業

(支援措置を伴わない事業)

(1) 国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業

平成16年度から平成20年度を目標に新橋溜池遠浅浚渫工事、湿原外周フェンス設置工事、湿原園路設置工事、案内看板設置工事等を行ない、川南湿原植物群落の保護、絶滅種の復元及び自然観察の場、憩いの場として整備を行なう。

また、自然学習の一環として町内の小・中学生を対象に湿原植物の学習会などを行なうほか、植物の見ごろの時期に観察会を行ない湿原植物への関心、知識の普及を図ると共に、希少植物の盗掘被害などの発生を防ぐ。

(2) 「豊かな海」の再生

漁礁の設置やヒラメ・マダイ・アワビなど稚魚の放流を行ない海洋資源の枯渇を防ぐ事業を行なう。

(以下、略)